Ⅶ 設備投資をしたい方への支援策

新規 1.中小企業デジタル活用支援補助金(中小企業デジタル活用支援事業)

名古屋市内の中小企業の方を対象に、経営課題の解決に資するデジタル技術の活用に関する経費の一部を助成します。

⑴補助制度の概要

区　分	通常枠	ロボット枠（産業用ドローン含む）
対　象　者	名古屋市内の中小企業者	
補助対象事業	デジタル技術の活用により販路開拓や生産性の向上等、経営課題の解決に繋がる事業	
補助要件	以下のいずれかの条件を満たすこと ①【通常枠】名古屋商工会議所もしくは名古屋市新事業支援センターでデジタル技術の活用に関する相談を受けること ②【通常枠・ロボット枠（産業用ドローン以外)】名古屋市ロボット・AI・IoT人材育成事業を受講済みであること ③【ロボット枠（産業用ドローン)】国土交通省航空局のホームページに掲載された講習団体において技能認証を受けている、又は国土交通省航空局の無人航空機操縦者技能証明制度における登録講習機関で講習を修了していること	
補助対象経費	①ソフトウエア等導入費 ②設備費 （ロボット枠はロボット導入経費を含むこと）	
補　助　率	1／2以内	1／4以内
補助限度額	10 ～ 100万円以内	10 ～ 500万円以内

※本補助金は令和５年６月からの交付申請受付開始を予定しております。
※制度の詳細につきましては公表後名古屋市又は(公財)名古屋産業振興公社のウェブサイトにてご確認頂けます。

⑵デジタル技術の活用に関する相談

中小企業デジタル活用支援マネージャーが、本補助金申請に係るデジタル技術の活用に関する相談や、補助金採択後のデジタル技術導入に係る相談にお応えします。

【お問合せ先】
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
電話:735-2100　FAX:735-2104

2. 小規模企業経営基盤強化設備投資補助金(小規模企業経営力強化支援事業)

名古屋市内で営利を目的とした事業を５年以上継続的に営む小規模企業者の方が、市内の事業所に新たに設置する機械設備等を取得する場合に、その経費の一部を助成します。

補助制度の概要

<table>
<tr><th>区　分</th><th>従業員数</th><th colspan="2">補助対象経費の要件</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr>
<tr><td>製造業</td><td>20人以下</td><td>300万円以上</td><td rowspan="4">補助対象経費とは、固定資産課税台帳（償却資産）第１，２，５，６種に登載された機械設備等の取得額（消費税等を除く）です。</td><td rowspan="4">補助対象経費の10％以内</td><td rowspan="4">１企業・個人あたり
300万円以内
（令和３年受付分からの合計額が300万円に達するまで）</td></tr>
<tr><td>商　業</td><td>5人以下</td><td>150万円以上</td></tr>
<tr><td>サービス業</td><td>5人以下</td><td>150万円以上</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>20人以下</td><td>300万円以上</td></tr>
</table>

※１ 商業とは、卸売業、小売業（飲食店を含む）です。

※２ 従業員数には、代表者（個人事業の場合は事業主）、会社役員は含みません。パート労働者は正社員に準じた労働形態である場合には、従業員となります。（労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としてください）

注　意　事　項

- この補助金は、事業計画の認定の通知日以降に着手（発注、購入契約の締結、費用の全部若しくは一部の支払い（契約に係る前払い金を含む。））し、令和５年中に取得（自らの資産として固定資産課税台帳（償却資産）に登載）することが条件で、この条件を満たさなかった場合は対象となりません。
- 複数の機械設備等を同時に取得することで補助対象経費の要件を満たす場合は、１台あたり30万円以上の機械設備等であり、かつそれぞれの設置日の間隔が30日未満の場合に限り対象となります。
- この補助金を申込まれた方は、名古屋市新事業支援センターが派遣する中小企業診断士の指導を受け、「小規模企業経営基盤強化事業計画書」を作成していただきます。
- 補助金の交付は、令和６年度予算の可決・成立が条件となります。また、交付

を受けるには令和６年４月以降に、改めて交付申請をする必要があります。なお、交付の時期は令和６年５月以降の予定です。

【お問合せ先】
（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター
電話:735-0808　FAX:735-2065
ホームページ: https://www.nipc.or.jp/new-biz/gaikoku

３．航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められる航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応に必要な設備投資に対してその経費の一部を助成します。

補助対象者	航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業者
補助対象事業	市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計・製造・検査で使用する「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置又は構築する設備投資
補助要件	補助対象事業に係る投資額500万円以上
補助率	補助対象経費の10%以内
補助限度額	1,000万円（1企業１年度あたり）

【お問合せ先】
名古屋市経済局イノベーション推進部次世代産業振興課次世代産業振興係
電話:972-2418　FAX:972-4135

４．市内企業再投資促進補助金

長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。

<table>
<tr><td>補助対象</td><td colspan="3">20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業（※１）</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td colspan="3">①環境・エネルギー課題解決産業、②医療・福祉・健康産業、③クリエイティブ産業、④先端分野産業、⑤サポート産業、⑥その他市長が認める分野</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付要件</td><td rowspan="2">投資規模要件</td><td>大企業</td><td>25億円以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>1億円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用要件（※２）</td><td>大企業</td><td>100人以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>25人以上</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="3">固定資産取得費用（土地を除く）（※３）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助率</td><td colspan="2">大企業</td><td>５％以内（※４）</td></tr>
<tr><td colspan="2">中小企業</td><td>10％以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">限度額</td><td colspan="2">大企業</td><td>５億円</td></tr>
<tr><td colspan="2">中小企業</td><td>10億円</td></tr>
</table>

※１　新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要
※２　支援期間中における常用雇用者数
※３　大企業については、建物、機械設備に係る固定資産税・都市計画税相当額
※４　固定資産税・都市計画税相当額の３年分（研究所の場合５年分）かつ固定資産取得費用の５％以内

【お問合せ先】

名古屋市経済局イノベーション推進部産業立地交流室産業立地交流係
電話:972-2423　FAX:972-4135

5．フラグシップ企業強化促進補助金

名古屋市内に長年立地し、地域産業を牽引する企業が行う本社機能強化や工場等の新増設への積極的な再投資を支援します。

<table>
<tr><td>補助事業者</td><td colspan="3">50年以上市内に本社を有する企業</td></tr>
<tr><td>補助対象施設</td><td colspan="3">オフィス（本社機能）、工場及び研究施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付要件</td><td rowspan="2">投資規模</td><td>大企業</td><td>25億円以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>1億円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用 ※1</td><td>大企業</td><td>100人以上</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>25人以上</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="2">以下のいずれか一つを満たすものであること。
1．本社機能が強化され床面積の増床又は正規常時雇用者の増員がなされること。
2．地域産業に貢献できる機能付加がなされること。
3．新製品開発を行うための設備導入がなされること。
4．市内に生産機能等の回帰がなされること。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="3">1．建物（家屋）及び機械設備の取得費に要する経費
（補助金の算定は、建物（家屋）及び機械設備（償却資産）のそれぞれの課税標準額をもとに算定。）
2．新製品開発費
（中小企業が工場及び研究施設を対象として交付申請する場合）</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="3"><table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">補助対象施設等</th><th colspan="2">補助率</th></tr>
<tr><th>中小企業</th><th>大企業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市内に本社を有する企業に発注</td><td>オフィス</td><td>20%以内</td><td>20%以内</td></tr>
<tr><td>工場及び研究施設</td><td>20%以内 ※2</td><td>15%以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市外に本社を有する企業に発注</td><td>オフィス</td><td>10%以内</td><td>10%以内</td></tr>
<tr><td>工場及び研究施設</td><td>10%以内 ※3</td><td>5%以内</td></tr>
<tr><td>新製品開発費</td><td>原材料費及び資材費</td><td>20%以内</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">限度額</td><td>大企業</td><td colspan="2">5億円</td></tr>
<tr><td>中小企業</td><td colspan="2">10億円(新製品開発費：限度額200万円以内を含む。)</td></tr>
</table>

※1　事業認定申請時から補助金交付後５年間における正規常時雇用者数

※2　愛知県新あいち創造産業立地補助金の採択を受けられなかった場合には 15%以内

※3　愛知県新あいち創造産業立地補助金の採択を受けられなかった場合には５%以内

【お問合せ先】

名古屋市経済局イノベーション推進部産業立地交流室産業立地交流係

電話:052-972-2423　FAX:052-972-4135

６．固定資産税の特例措置等

中小企業等の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等の設備投資に対して、償却資産の固定資産税を軽減する特例措置を設けました。※一定の要件があります。

先端設備等導入計画の認定申請概要

計画期間	３年間、４年間または５年間
労働生産性に関する目標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均３％以上向上すること ※固定資産税の特例は別途投資利益率に関する要件があります。
対象者	中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者 ※固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なります
対象設備	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
その他	• 認定を受けるためには経営革新等支援機関の確認が必要です。 • 固定資産税の特例を受けるためには投資計画に関する確認書が必要です。また、先端設備等導入計画の認定のほかに税務申告が必要です。 • 計画で賃上げ表明を行うことにより、より有利な固定資産税の特例率・期間が適用されます。その場合、賃上げ方針を表明したことを証する書面の提出が必要です。

認定申請の受付場所

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課経営支援係　電話:735-2100
（千種区吹上二丁目６番３号　名古屋市中小企業振興会館６階）
受付時間：月曜日から金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00（祝休日を除く）
※お越し頂く際は必ずお電話で事前にご予約下さい。

先端設備等導入計画認定後の支援制度

⑴　金融支援

計画の認定を受けた中小企業等は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

⑵　税制支援

計画の認定を受けた中小事業者等のうち、以下の要件を満たした場合、**対象資産に係る固定資産税を３～５年間軽減とする特例措置を実施します**。

※先端設備等導入計画の認定とは要件が異なります。

<table>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td colspan="3">個人：常時使用する従業員数が 1,000 人以下である方
法人：資本金または出資金の額が 1 億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が 1,000 人以下である法人
(当該法人が通算親法人である場合には、下記⑶に掲げる法人を除く。)
※以下のいずれかに該当する法人は特例措置の対象外です。
⑴同一の大規模法人（資本金が 1 億円を超える法人等）に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人
⑵ 2 以上の大規模法人に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人
⑶他の通算法人のいずれかが下記の要件に該当する場合における通算法人
ア　資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人のうち上記⑴または⑵に該当する法人
イ　資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人を超える法人</td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象設備</td><td rowspan="5">償却資産</td><td rowspan="4">設備ごとの要件</td><td>設備の種類</td><td>用途又は細目</td><td>最低価額
（1 台 1 基又は一の取得価額）</td></tr>
<tr><td>機械装置</td><td>全て</td><td>160万円以上</td></tr>
<tr><td>工具</td><td>測定工具及び検査工具</td><td>30万円以上</td></tr>
<tr><td>器具備品</td><td>全て</td><td>30万円以上</td></tr>
<tr><td>建物付属設備
※償却資産として課税されるものに限る</td><td>全て</td><td>60万円以上</td></tr>
<tr><td>共通の要件</td><td colspan="3">• 投資利益率が年平均５％以上の投資計画に記載された設備であること
• 先端設備等導入計画の認定後、令和７年３月31日までに取得すること
• 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供されるものであること
• 中古資産でないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">特例率・期間</td><td colspan="3">賃上げ方針の表明無し：３年間、課税標準を１/ ２に軽減
賃上げ方針の表明有り：⑴令和６年３月末までに取得
５年間、課税標準を１/ ３に軽減
⑵令和７年３月末までに取得
４年間、課税標準を１/ ３に軽減</td></tr>
</table>

※固定資産税の特例措置の詳細は市公式ウェブサイトでご確認ください。

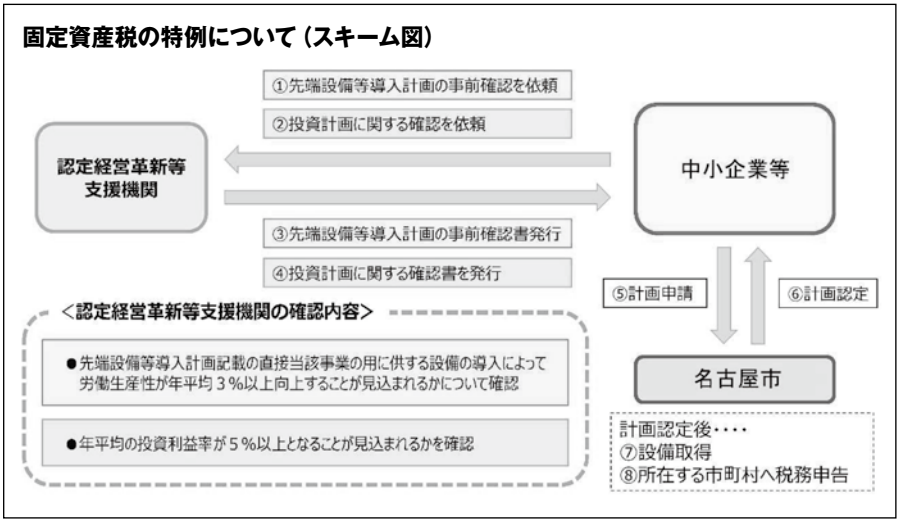

※経営革新等支援機関　中小企業庁のウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

【お問合せ先】

（制度や認定に関すること）

名古屋市経済局中小企業振興課経営支援係　　電話:735-2100　FAX:735-2104

（固定資産税の特例に関すること）

栄市税事務所固定資産税課　　償却資産係　電話:959-3309

本陣市税事務所固定資産税課　　償却資産係　電話:433-4028

金山市税事務所固定資産税課　　償却資産係　電話:324-9809

※ささしま市税事務所は令和５年１月４日に移転し、名称が本陣市税事務所に変更となりました。